

様式第 1 号

青森県知事 三村申吾 殿

〔設置者の名称〕 学校法人弘前厚生学院
〔代表者の役職〕 理事長
〔代表者の氏名〕 西谷 洸

大学等における修学の支援に関する法律第 7 条第 1 項の確認に係る申請書

○申請者に関する情報

大学等の名称	弘前厚生学院
大学等の種類 (いずれかに○を付すこと)	(大学・短期大学・高等専門学校 <input checked="" type="checkbox"/> 専門学校)
大学等の所在地	青森県弘前市大字御幸町 8 番地 10
学長又は校長の氏名	学院長 鳴海春輝
設置者の名称	学校法人弘前厚生学院
設置者の主たる事務所の所在	青森県弘前市大字御幸町 8 番地 10
設置者の代表者の氏名	理事長 西谷 洸
申請書を公表する予定のホームページアドレス	http://www.h-kouseigakuin.jp/disclosure/index.php

大学等における修学の支援に関する法律（以下「大学等修学支援法」という。）第 7 条第 1 項の確認を申請します。

※ 以下の事項を必ず確認の上、すべての□にレ点 (☑) を付けて下さい。

- この申請書（添付書類を含む。）の記載内容は、事実と相違ありません。
- 確認を受けた大学等は、大学等修学支援法に基づき、基準を満たす学生等を減免対象者として認定し、その授業料及び入学金を減免する義務があることを承知しています。
- 大学等が確認を取り消されたり、確認を辞退した場合も、減免対象者が卒業するまでの間、その授業料等を減免する義務があることを承知しています。
- この申請書に虚偽の記載をするなど、不正な行為をした場合には、確認を取り消されたり、交付された減免費用の返還を命じられる場合があると同時に、減免対象者が卒業するまでの間、自らが費用を負担して、その授業料等を減免する義務があることを承知しています。
- 申請する大学等及びその設置者は、大学等修学支援法第 7 条第 2 項第 3 号及び第 4 号に該当します。

○各様式の担当者名と連絡先一覧

様式番号	所属部署・担当者名	電話番号	電子メールアドレス
第1号	事務局長 大森 寛	0172338358	y.oomori@h-kouseigakuin.jp
第2号の1	事務局長 大森 寛	0172338358	y.oomori@h-kouseigakuin.jp
第2号の2	事務局長 大森 寛	0172338358	y.oomori@h-kouseigakuin.jp
第2号の3	事務局長 大森 寛	0172338358	y.oomori@h-kouseigakuin.jp
第2号の4	事務局長 大森 寛	0172338358	y.oomori@h-kouseigakuin.jp

○添付書類

※ 以下の事項を必ず確認し、必要な書類の□にレ点 (☑) を付けた上で、これらの書類を添付してください。(設置者の法人類型ごとに添付する資料が異なることに注意してください。)

「(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置」関係

- 実務経験のある教員等による授業科目の一覧表《省令で定める単位数等の基準数相当分》
- 実務経験のある教員等による授業科目の授業計画書（シラバス）《省令で定める単位数等の基準数相当分》

「(2)-①学外者である理事の複数配置」関係

- 《一部の設置者のみ》大学等の設置者の理事（役員）名簿

「(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置」関係

- 《一部の設置者のみ》大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織に関する規程とその構成員の名簿

「(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表」関係

- 客観的な指標に基づく成績の分布状況を示す資料
- 実務経験のある教員等による授業科目の授業計画書（シラバス）【再掲】

その他

- 《私立学校のみ》経営要件を満たすことを示す資料
- 確認申請を行う年度において設置している学部等の一覧

(添付書類) 経営要件を満たすことを示す資料

学校名	弘前厚生学院
設置者名	学校法人弘前厚生学院

I 直前3年度の決算の事業活動収支計算書における「経常収支差額」の状況

	経常収入(A)	経常支出(B)	差額(A)-(B)
申請前年度の決算	83,455,255円	90,129,700円	△6,674,445円
申請2年度前の決算	89,806,258円	85,850,080円	3,956,178円
申請3年度前の決算	72,896,967円	86,908,858円	△14,011,891円

II 直前の決算の貸借対照表における「運用資産－外部負債」の状況

	運用資産(C)	外部負債(D)	差額(C)-(D)
申請前年度の決算	98,485,814円	80,487,500円	17,998,314円

III 申請校の直近3年度の収容定員充足率の状況

	収容定員(E)	在学生等の数(F)	収容定員充足率(F)/(E)
今年度(申請年度)	125人	85人	68%
前年度	125人	89人	71%
前々年度	125人	82人	65%

(IIの補足資料)「運用資産」又は「外部負債」として計上した勘定科目一覧

○「運用資産」に計上した勘定科目

勘定科目の名称	資産の内容	申請前年度の決算における金額
その他の固定資産	特定定期預金	45,463,840円
流動資産	現金預金、未収金	53,021,974円
		円

○「外部負債」に計上した勘定科目

勘定科目の名称	負債の内容	申請前年度の決算における金額
固定負債	長期借入金	80,000,000円
流動負債	賞与引当金	487,500円
		円

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	弘前厚生学院
設置者名	学校法人弘前厚生学院

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
福祉専門課程	こども学科	夜・通信	65単位	6単位	
	介護福祉科	夜・通信	58単位	3単位	
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

- ①ホームページに掲載 (<http://www.h-kouseigakuin.jp/disclosure/index.php>)
 ②学院窓口にファイルを置いて自由に閲覧できるようにする。

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名

(困難である理由)

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	弘前厚生学院
設置者名	学校法人弘前厚生学院

1. 理事（役員）名簿の公表方法

- ① ホームページに掲載 (<http://www.h-kouseigakuin.jp/disclosure/index.php>)
- ② 学院窓口にファイルを置いて自由に閲覧できるようにする。

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容や期待する役割
非常勤	町会長	自 平成30年9月21日 至 令和2年9月20日	財務関係
非常勤	住職（僧侶）	自 平成30年9月21日 至 令和2年9月20日	教育関係
非常勤	社会福祉法人 理事長	自 平成30年9月21日 至 令和2年9月20日	総務関係
非常勤	一般社団法人 理事長	自 平成30年9月21日 至 令和2年9月20日	文化財管理関係
備考			

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	弘前厚生学院
設置者名	学校法人弘前厚生学院

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

<p>1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画(シラバス)を作成し、公表していること。</p> <p>(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)</p> <p>①毎年度4月中旬頃までに、各学科の教科目の担当教員が授業概要(シラバス)を作成している。</p> <p>②作成した授業概要は、ホームページに掲載するとともに、自由に閲覧できるように学院窓口に置く。</p>	
<p>授業計画書の公表方法</p>	<p>①ホームページに掲載 http://www.h-kouseigakuin.jp/disclosure/index.php</p> <p>②学院窓口にファイルを置いて自由に閲覧できるようにする。</p>
<p>2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。</p> <p>(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)</p> <p>①学則の規定に基づき、各学科の教科目ごとに試験等試験等の成績と日常の学習態度等を勘案して総合的に点数化して評価する。評価“優(80点から100点)”、“良(70点から79点)”、“可(60点から69点)”を合格とし単位の認定をする。最終的には各学科各学年において進級、卒業判定会議を経て学院長が認定する。</p> <p>②各学科における各教科目の授業時間数の3分の2(実習は5分の4)以上を出席し、試験に合格しなければ、教科目の評価及び単位認定を受けることができないものとする。</p>	

3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)

- ①GPA評価は、現時点では導入していない。
- ②教科目の成績評価については、授業概要に明記し各担当教員によって、筆記試験、実技試験、授業における発表や貢献度（受講態度含む）、制作物や各種レポートや宿題等の提出状況を勘案して採点（点数化）する。
- ③各学科の教科目の成績は、100点から60点までを合格とする。試験等の成績と日常の学習態度等を勘案して総合的に評価する。実習については実習施設の実習評価に基づき総合的に評価する。
- ④各学科における各教科目の授業時間数の3分の2（実習は5分の4）以上出席し、試験等に合格しなければ、教科目の評価及び単位認定を受けることはできないものとする。
- ⑤各学科学年において、担任教員が学生の評価成績表を作成し分布状況や順位等を集計し一元管理する。
- ⑥成績評価及び学年順位は、学年末に本人及び保護者等に書面等で通知する。

客観的な指標の
算出方法の公表方法

- ① 成績評価の指標をホームページに掲載 (<http://www.h-kouseigakuin.jp/disclosure/index.php>) 及
- ②学院窓口にファイルを置いて自由に閲覧できるようにする。

4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)

- ①各学科、学年ごとに開設する全教科目を合格し、単位の認定を受けなければ、卒業の認定を受けることはできない。
- ②成績の評価及び判定がされた後でも、懲戒された場合、授業料等を完納していない場合、その他学院長が相当と認める場合には、評価及び判定を取り消すことがある。
- ③こども学科2学年で履修する全教科目の単位を認定された学生は、学年末に開催する卒業判定会議を経て、学院長がこども学科の卒業を認定する。なお、卒業の要件に満たない学生については、今後の措置を教員会議を経て学院長が決定する。
- ④介護福祉科で履修する全教科目の単位を認定された学生は、学年末に開催する卒業判定会議を経て、学院長が介護福祉科の卒業を認定する。なお、卒業の要件に満たない学生については、今後の措置を教員会議を経て学院長が決定する。

卒業の認定に関する 方針の公表方法	①ホームページに掲載 http://www.h-kouseigakuin.jp/disclosure/index.php ②学院窓口にファイルを置いて自由に閲覧できるようにする。
----------------------	---

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	弘前厚生学院
設置者名	学校法人弘前厚生学院

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	① http://www.h-kouseigakuin.jp/disclosure/index.php ②学校法人事務局で閲覧
収支計算書又は損益計算書	① http://www.h-kouseigakuin.jp/disclosure/index.php ②学校法人事務局で閲覧
財産目録	① http://www.h-kouseigakuin.jp/disclosure/index.php ②学校法人事務局で閲覧
事業報告書	① http://www.h-kouseigakuin.jp/disclosure/index.php ②学校法人事務局で閲覧
監事による監査報告（書）	① http://www.h-kouseigakuin.jp/disclosure/index.php ②学校法人事務局で閲覧

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
教育・福祉		福祉専門課程	こども学科	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
2年	昼	81単位	38単位	36単位	6単位		1単位
			81単位				

生徒総定員数	生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数
100人	72人	0人	6人	20人	26人

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
<p>（概要）</p> <p>保育に関する専門的知識及び技術を習得し、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するために、学則に定める各学科の課程における全教科目を履修し単位を取得する。</p>

成績評価の基準・方法
<p>(概要)</p> <p>①各学科各学年の教科目の成績は100点から60点までを合格とし、試験等による成績や提出物、日常の学習態度等を勘案して総合的に評価する。</p> <p>②実習については、実習施設の実習評価に基づき総合的に評価する。</p>
卒業・進級の認定基準
<p>(概要)</p> <p>①開設する各学科各学年の教科目の成績の評価及び判定は、60点以上を合格とし、所定の単位を認定する。</p> <p>②各学科各学年で開設する全教科目の単位を認定された学生に、進級、卒業判定会議を経て学院長が卒業、進級を正式に認定する。</p>
学習支援等
<p>(概要)</p> <p>①各学科各教科目については、実務経験や分野に関する資格等、専門的な知識や技能を有する教員が授業を担当する。</p> <p>②実習については、各実習施設に在職する実習指導者が担当する。</p> <p>③担任及び副担任の2名を配置し、少人数制のクラス編成によって学生の就学、実習、進路選択について学生個々の特性に配慮し個別支援を行っている。</p>

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数 ()	就職者数 (自営業を含む。)	その他
29人 (100%)	13人 (44.8%)	16人 (55.2%)	0人 (0%)
(主な就職、業界等)			
保育園や児童養護施設、障害者（児）等の福祉施設 幼稚園や認定こども園			
(就職指導内容)			
学生の特性に配慮し就職施設種別の選定、就職試験の応募及び試験対策について個別支援を行っている。			

(主な学修成果 (資格・検定等)) 保育士 (国家資格)、認定ベビーシッター ※大阪芸術大学短期大学部通信教育部との併修により幼稚園教諭二種免許状取得も可能
(備考) (任意記載事項)

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
76人	7人	9.2%
(中途退学の主な理由) 進路変更、結婚等、学業不振		
(中退防止・中退者支援のための取組) 学生及び保護者に対して、担任教員等が個別面談を実施し個別支援を行う。		

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
教育・福祉		福祉専門課程	介護福祉科				
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
1年	昼	58単位	31単位	20単位	7単位		
			58単位				

生徒総定員数	生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数
25人	13人	0人	3人	8人	11人

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
<p>（概要）</p> <p>介護福祉に関する専門的知識及び技術を習得し、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するために、学則に定める各学科の課程における全教科目を履修し単位を取得する。</p>

成績評価の基準・方法
<p>（概要）</p> <p>①各学科各学年の教科目の成績は100点から60点までを合格とし、試験等による成績や提出物、日常の学習態度等を勘案して総合的に評価する。</p> <p>②実習については、実習施設の実習評価に基づき総合的に評価する。</p>

卒業・進級の認定基準
<p>（概要）</p> <p>①開設する各学科各学年の教科目の成績の評価及び判定は、60点以上を合格とし、所定の単位を認定する。</p> <p>②各学科で開設する全教科目の単位を認定された学生に、卒業判定会議を経て学院長が卒業を正式に認定する。</p>

学習支援等
<p>（概要）</p> <p>①各学科各教科目については、実務経験や分野に関する資格等、専門的な知識や技能を有する教員が授業を担当する。</p> <p>②実習については、各実習施設に在職する実習指導者が担当する。</p> <p>③担任及び副担任の2名を配置し、少人数制のクラス編成によって学生の就学、実習、進路選択について学生個々の特性に配慮し個別支援を行っている。</p>

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
11人 (100%)	0人 (0%)	11人 (100%)	0人 (0%)
<p>（主な就職、業界等）</p> <p>特別養護老人ホームやグループホーム等の介護施設 保育園、幼稚園や認定こども園</p>			

(就職指導内容) 学生の特性に配慮し就職施設種別の選定、就職試験の応募及び試験対策について個別支援を行っている。
(主な学修成果 (資格・検定等)) 介護福祉士 (国家試験受験資格)

(備考) (任意記載事項)

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
13人	2人	15.4%
(中途退学の主な理由) 学業不振、進路変更		
(中退防止・中退者支援のための取組) 学生及び保護者に対して、担任教員等が個別面談を実施し個別支援を行う。		

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
こども学科	150,000円	600,000円	230,000円	施設設備費150,000円 実習費80,000円
介護福祉科	100,000円	600,000円	230,000円	施設設備費150,000 実習費80,000円
修学支援 (任意記載事項)				
家賃補助制度 (月額1人1万円※令和2年度から施行)				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) ①ホームページに掲載 (http://www.h-kouseigakuin.jp/disclosure/index.php) ②学院窓口にファイルを置いて自由に閲覧できるようにする。

学校関係者評価の基本方針（実施方法・体制）

令和2年度から実施する。

1. 学校関係者評価の実施方法

- ①学校関係者評価の実施にあたり、弘前厚生学院は学校と直接関係のある学校外の者を評価者とする学校関係者評価委員会を設置し、評価を行う「学校関係者」を選任する。
- ②「学校関係者」に対し、特に関わりのある重点目標、計画や自己評価、今後の取組方針などを説明し、「学校関係者」自らが学校見学や、教職員・学生やステークホルダーとなる関係業界・卒業生等と対話を行い、教育活動、学校運営等に係る課題を共有し、今後の方向性等に対する助言等を得る。
- ③学校関係者評価委員会は、その自己評価結果や今後の改善方策等についてとりまとめ、広く公表するとともに、学校はこれを自己評価の改善方策の検討において活用し、次年度の重点目標を設定し具体的取組の改善を図る。
- ④学校関係者評価委員会は、各種の資料の検証や、学校の諸活動の観察等を通じて、当該年度の学校が行った自己評価の結果及びそれを踏まえた今後の改善方策について下記の事項について協議する。
(具体例)
(ア) 自己評価の結果の妥当性
(イ) 自己評価の結果を踏まえた今後の改善方策の妥当性
(ウ) 学校の重点目標や自己評価の評価項目等の妥当性
(エ) 学校運営の改善に向けた実際の取組が適切かどうかなどを評価するとともに、学校運営の継続的改善を図る観点から、運営改善のための専門的助言を得る。
- ⑤学校関係者評価を実施する上で、必要な事務等は学校が行うものとする。ただし、過度の負担とならないよう配慮する。特に配慮する点として、自己評価のうち専門的・客観的な観点からの項目の重点化や、法人の評議員会等既存組織の協力を得て評価を行うものとする。

2. 学校関係者評価の実施体制

- ①学校関係者評価の進め方
 - (1) 目標設定
 - ①学校関係者委員会を設置
 - ②内部教職員、学校関係者等にアンケート調査
 - (2) 教育活動の実施
 - ①重点目標
 - ②自己評価の取り組みの説明
 - ③普段の教育活動等の実施

(3) 評価の実施

- ①外部委員の授業見学、学校行事の参加、施設設備の視察
- ②自己点検評価と学校関係者評価の結果の取りまとめ
- ③上記⑤に基づき、改善に向けて外部委員と教職員の意見交換会を開催し協議する。
- ④翌年度の目標設定や具体的な改善策を策定する。
- ⑤改善の方策を理事会、評議員会に報告する。

(4) 学校評価等（自己評価を含む）の結果について、それを踏まえた今後の改善方策、積極的な取組と併せて、書面、ホームページ等への掲載などの方法により広く社会に公表する。さらに、保護者への説明会、関係業界・地域住民等との意見交換の機会などにおいて積極的に説明を行い、今後の取組に向けて、連携・協力の強化や支援が得られるよう取り組む。

(5) 改善策等を展開する。

②学校関係者評価を適正に実施するために、下記の分野から委員を選任する。委員の任期を2年とし、再任を認める。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。また、任期満了の後でも、後任の委員が選任されるまでは、その職務を行うものとする。

(ア) 就職先企業1人、施設等の実習先1人、業界団体等1人

(イ) 卒業生1人

(ウ) 保護者1人

(エ) 地域住民1人

(オ) 高等学校等の管理職の地位にある教員等（現任者を選任できない場合は、退職した教員等とする。）1人 ※委員長とする。

3. 委員の研修等

学校評価が適切に行われるよう、専修学校の評価に携わる委員が一定の知識等を修得する機会や、学校の担当者をはじめ、学校関係者評価に携わる者の知識の向上等を目的とした研修機会を提供する。

※弘前厚生学院学校関係者評価ガイドライン（案）添付

学校関係者評価の委員（計7人）			
所属		任期	種別
就職先施設の管理職者	1人	自 令和2年2月1日 至 令和4年1月31日	業界団体関係者
実習先施設の管理職者	1人		
業界団体等関係者	1人		
卒業生の有職者	1人	自 令和2年2月1日 至 令和4年1月31日	卒業生
在校生の保護者	1人	自 令和2年2月1日 至 令和4年1月31日	保護者
町会長	1人	自 令和2年2月1日 至 令和4年1月31日	域住民
高等学校等の管理職者 ※委員長とする	1人	自 令和2年2月1日 至 令和4年1月31日	高等学校等関係者
委員長1人 委員6人 計7人			
学校関係者評価結果の公表方法			
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)			
①ホームページに掲載する予定。 (http://www.h-kouseigakuin.jp/disclosure/index.php)			
②学院窓口にファイルを置いて自由に閲覧できるようにする予定。			
第三者による学校評価（任意記載事項）			

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)
① http://www.h-kouseigakuin.jp/index.php
②学院窓口にファイルを置いて自由に閲覧できるようにする。
③学校案内を作成し配布する。